

建物を建築される皆様へ

後退線の道路整備にご協力をお願いします

市では、せまい道路の整備を進めるため、「千曲市狭あい道路整備要綱」を定め、住宅の建築等の際に建築基準法の規定により後退した土地について、ご協力いただける方から買い取り等により、道路として整備を進めています。

制度の趣旨にご理解をいただき、ご協力いただける方は、別紙「後退道路用地 寄付・譲渡・無償使用承諾 申出書」により、市へ申し出てください。

お申し出いただいた方には、後日あらためて市からご連絡し、具体的な手続き等の打ち合わせをさせていただきます。

寄付・譲渡・無償使用承諾をいただく際のご注意

【各共通事項】

- * 後退した用地内に、建物や塀などがある場合は、取り壊して更地の状態にしていただきます。（補償はできませんのでご了承ください）
- * 敷地が道路の角地(カドチ)にある場合は、隅切りについても譲渡等をいただけるようご協力ください。

【寄付または譲渡の場合】

- * 土地の測量・分筆登記等はすべて市が行います。
- * 譲渡価格は、市の統一の基準単価となりますが、あらかじめご理解をお願いします。

【無償使用の場合】

- * 土地の測量は市で行いますが、分筆登記は所有者の方にしていただくようになります。（市は私有地を分筆する権限がないため）
- * 無償使用させていただく土地の固定資産税は減免になります。

* 地域住民の方のご協力により、将来に向けより良い道路環境を実現するための制度です。この制度へのご理解をお願いします。

千曲市 建設部 道路河川課 管理係
電話 026-273-1111 内線 3213